

菊陽町農業委員会議事録

令和6年8月9日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年8月9日（金）午後1時30分から午後3時10分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 報告第3号 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

2 農業委員

(1) 出席委員（7人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 上村 貴彦 | 3番 吉岡 武彦 | 4番 相馬 和幸 |
| 5番 尾方 孝司 | 7番 山田 裕子 | 8番 大竹 美鈴 |
| 9番 田村 昭敏 | | |

(2) 欠席委員（2人）

| | |
|----------|----------|
| 2番 矢野 圭介 | 6番 古田 圭輔 |
|----------|----------|

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 信男 | 2番 緒方 賢悟 | 3番 梅原 眞一 |
| 4番 西本 穂穂 | 5番 鎌田 博昭 | 7番 中村 正徳 |
| 8番 鳥栖 裕二 | 9番 高田 和幸 | |

(2) 欠席委員（1人）

| |
|----------|
| 6番 秋吉 祐治 |
|----------|

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣
事務局職員 塩貝 執

令和6年度第5回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中 名、推進委員総数9名中 名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

本日は会長が別会議に出席のため欠席ですので、職務代理者に挨拶をお願いします。

◎代理人

<あいさつ>

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっておりますが、本日は会長が所用のため不在となっておりますので、同規則第16条の規定に基づき職務代理者に議事の進行をお願いします。

それでは、職務代理者よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に8委員及び9番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局に依頼します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年8月2日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は新規に農地を取得して農業を営むいわゆる新規就農者ですが、ご実家は農業を営んでおられるため、技術指導や農業用機械の確保も見込まれることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれ、耕作放棄地状態を解消したのち、アマリリスを作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

本日は、申請人が説明に来られておりますので、ここで議案説明を終了し、議長に進行をお願いしたいと思います。

◎議長

それでは、わたしの方で進行をしていきたいと思います。
申請人の入室を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

---了承---

◎議長

それでは、申請人の入室をお願いします。

---申請人入室---

◎議長

では、申請人、今回の農地を取得するに至った経緯及び取得後の営農計画の件について説明をお願いします。

---申請人説明---

◎議長

説明ありがとうございました。委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9番委員

ハウスを改修して花をされるのでしょうか。このハウスは相当傷んでいるためその費用負担をどうお考えか。なぜこのハウスを選ばれたのか。

申請人

父が会社を経営しているため、必要な場合は父から借りることを想定している。このハウスを選んだのは、声をかけていただいたため。

◆ 5番委員

面している道路が拡張されること、所有者はご存じでしょうか。

申請人

はい。しかし、拡張の話がまだ先であるため、畑の売買を先に進めることとなつた。

◆ 9番委員

機械は自宅から持ってこられるとのことで大変不便だと思います。
この状態を解消するのに機嫌を設けることはできないのでしょうか。

申請人

親戚からの協力を得て必要ならトラックで持ってくる予定である。とにかく今の荒れている状態を解消していきたいと思っている。

■事務局

こちらとしてはいつまでというの「お願い」という形になると考える。

5番委員

こちらの畑は今まで耕作放棄地と判断していたのか。解消して畑としてきちんと活用されるということは良いことである。

■事務局

こちらとしても解消されることは嬉しく思う。

◆ 1番委員

4人となっているが。人員は増やす予定か。

申請人

子を含めて4人である。子も時々手伝ってもらうこととしている。足りな

ければ雇うことも考える。

◆ 1番推進委員 解消や採算の目途が立ってから売買されてはどうか。

申請人 売買はいまできないと言われるのであれば、その方法も考える。

◆ 9番委員 解消は年内を考えられているか。

申請人 年内に終わらせたいと思っている。土地改良区の賦課金も支払うつもり。

◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、申請人からの経緯説明については以上で終わりたいと思います。ご多用の中出席いただきありがとうございました。

---申請人退室---

◎議長 以上で申請人からの説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1番推進委員 議案第1号番号1について、1番推進委員が説明します。

申請者は町外に住んでおられるため通いで農業をされることになります。農業用機械は所有されているものの、その運搬にも時間要すると感じられることから、

申請書の内容に加えて、耕作放棄地化する恐れがないか等を含めて慎重なご審議をいただきますようお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

議案第1号の番号1の案件については、今回は確認すべき事項があるため保留としますがよろしいでしょうか。

---同意の声---

よって議案第1号番号1は、保留とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書は同じく2ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人、申請地は議案書のとおりでございます。

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和6年8月2日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P8をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は大津町に本拠地を置く法人で認定農業者であり、農地所有適格法人です。現在も所有農地で畜産業を営んでおり、十分な農業用機械及を有されていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、法人構成員の取得後年間150日以上の農業従事が見込まれ、飼料作物を作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆9番推進委員

議案第1号番号2について、9番推進委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置き、肥育業を営んでいる法人で認定農業者です。今回は法人構成者から法人自体への所有権移転ということで農地の管理自体には影響を与える、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。現地にて、畦の雑草が繁茂しておりましたので、併せてほかの圃場においても適切に管理するよう指導しています。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
ありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。
よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者及び申請地、転用目的は議案書のとおりです。

この議案につきましても、現地調査を8月2日（金）に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでしたが、無断転用状態となっており、始末書の提出がなされておりますので、読み上げさせていただきます。

-始末書読み上げ-

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不許可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に当たると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆3番推進委員 議案第2号の番号1について3番推進委員が報告します。

申請者は■■在住の農業者で、以前農家住宅及び倉庫を整備されておりますが、一部に田が残っていることが判明し、無断転用状態を解消するために申請されました。現在の土地利用が変更されるものでもなく、申請地東側の農地も申請者所有であり、周辺農地に影響はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

転用者及び申請地、転用目的は議案書のとおりです。

この議案につきましても、現地調査を8月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可になりますが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外であると判断しています。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第3号の番号1について4番委員が説明します。

申請者は個人で、現在居住している住宅が手狭になってきたことから新たな居住地を探され、本申請地で転用を計画されました。周辺には農地が残りますが、排水は敷地内で完結する計画で、特に東側の農地には影響を与えないよう配慮をお願いしたところですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者及び申請地、転用目的は議案書のとおりです。

この議案につきましても、現地調査を8月2日(金)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP17～P20をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で、第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、その他の複数個所の雑種地等を検討されました。取得の目途が立たなかったとのことですので、許可可能と判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第3号の番号2について、7番推進委員が説明します。

申請者は法人で不動産事業を中心に経営されており、申請地を転用し貸資材置場として整備する計画です。

周辺は近年農地転用が進み農地も減少していますが、東側に残る農地については影響が出ないよう求めております。よろしくご審議方お願いします。

◆9番委員 雨水は自然浸透処理とあるが、問題ないか。

■事務局 現地調査にて柵を作られると聞いております。その計画図の提出を求めます。

◆7番推進委員 国道から入るのが良いのではないか。

■事務局 警察との協議が必要なのではないかと思います。

東側を進入路にすると聞いています。

また、集落内からの出入りはしないようお願いしており、周辺住民や区長への説明も依頼しています。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求める

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和6年7月31日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP12をご覧ください。

利用権設定が13件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和6年7月31日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP13～P22をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は18件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP23、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP24から25、別紙報告のP4から13をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は5件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書のP26、別紙報告のP14をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による農地転用届出（許可不要転用届出）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後3時10分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年8月9日

会長

議事録署名人

議事録署名人